

高齢者記念品配付等業務委託（単価契約）  
仕様書（企画提案競技用）

1 契約件名

高齢者記念品配付等業務委託（単価契約）

2 契約期間

契約確定日の翌日から令和7年3月21日まで

3 履行場所

監督員の指定する場所

4 業務内容

西東京市（以下「市」という。）が指定する満88歳の誕生日を迎えられた高齢者（以下「対象者」という。）に対し、敬老と長寿等を祝うためのオリジナルのカタログギフトを作成する。令和6年9月16日の敬老の日までに、市からの送付であることが分かるとともに、着荷の確認が取れる形で対象者に配送する。

配送に当たっては、市から対象者の自宅等が記載された送付先リストを受注者に提供する。ただし、対象者が自宅等での受取が困難な場合又は返送されてしまった場合等は、別途市が指定する場所に再配送する。

カタログギフト配送後は、対象者からの注文があった商品を指定先に送付する。また、カタログギフト配送後、有効期限までに注文がなかった対象者には、市が指定する商品をカタログギフト配送時の送付先等に送付する。

なお、カタログギフト配送先及び注文があった商品の送付先は、原則として国内に限定する。

その他業務は以下のとおりとする。

- (1) カatalogギフトの作成、送付管理、対象者からの問合せ対応
- (2) カatalogギフト掲載商品の品質及び在庫管理
- (3) 市担当者との連絡調整及び業務報告
- (4) カatalogギフト及びカatalogギフトで注文した商品が汚損等により交換が必要とされた場合の交換品の調整及び配送に関する事（交換品については、契約数に数えないものとする。）。
- (5) カatalogギフト掲載商品の注文実績の管理及び統計データの市への提供

5 予定数量

1,242冊

ただし、実際のカタログギフトによる商品の注文件数（カタログギフトの有効期限までに注文がなかった対象者に対して、市が指定した商品を送付し、受領された件数も含

む)をもって必要数量とする。

## 6 カタログギフトの詳細

- (1) 対象者の敬老と長寿等を祝うために相応しいものであること。
- (2) 対象者が掲載商品の中から任意に希望する商品をハガキ等による注文ができるシステムであること。
- (3) カタログギフトの有効期限は、令和7年1月末日とすること。
- (4) カタログは、市からのお祝い事業であることが分かるように事業名等を明記したオリジナル品であること。
- (5) カタログ本体については、可能な限り環境配慮型素材及びプリントを使用し、中綴じ製本のものとする。
- (6) 環境に配慮した包装紙等によるラッピングを行い、対象者から贈呈品として好感を得られるような工夫を施すことともに、過度に華美にならないよう配慮すること。
- (7) お祝い状の作成を行い、同封すること。

なお、お祝い状の文面及び画像等については市から提供するものとし、紙質等はお祝い状として相応しく、かつゼロカーボンシティの取組に相応しいものとする。

- (8) 高齢者が一読して理解し得るような申込方法及び受注者が設置する問合せ先等が記載された説明書を付すこと。
- (9) 市の事業案内のチラシ等（A4サイズを想定）について、市が依頼した際には複数枚同封できること。
- (10) カタログギフト掲載商品は、対象者に相応しい商品が計50点以上掲載されているとともに、市が掲げる「健康」応援都市への取組やゼロカーボンシティの取組等を踏まえ、以下の条件を満たすこととし、市と協議の上、決定すること。
  - ・ 価格：いずれも税抜きで市場価格10,000円以上
  - ・ 市の特産品：5点以上
  - ・ 高齢者の健康に寄与する電化製品や健康器具、また高齢者の外出を促すような商品（例：リュックや杖、ウォーキングシューズ等）：10点以上
  - ・ 在宅時にリラックスしていただけるような商品（例：寝具や座椅子等）：5点以上
  - ・ 健康に留意した食品や高齢者が簡単に調理できる食品、高齢者向けのケアフード（例：おかゆなど）：5点以上
  - ・ 防災・防犯対策となる商品：2点以上
  - ・ 国が提言するクールチョイス（地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動）につながる商品：10点以上（他分類の商品との重複可）

## 7 支払方法

カタログギフトによる商品の注文件数に基づいた検査を都度行い、請求があった後に支払いを実施する。

## 8 その他

- (1) 1件の単価には、カタログギフトの作成費用、送料、カタログギフト掲載商品の価格、その他事務手数料等の一切の経費を含むものとする。
- (2) 受注者は、業務の履行に当たっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、業務従事者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び西東京市セキュリティーポリシーを遵守するものとする。また、受注者は、業務の実施に当たり知りえた事項の一切を業務終了後も含めて外部提供・目的外利用等してはならない。
- (4) 本業務の履行に際し、疑義等が生じた場合は双方の協議によりこれを解決するものとする。